

諮問番号：平成29年度 粕総法発第79号

答申番号：平成30年度 答申第 1号

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、次の3点により本件処分の取消しを求めている。

- ① 処分庁の差押え及び売却の処分については、個人の生命に直結することであり、約100万円の滞納に対し、差押え及び売却は適当ではない。
- ② ○○○○麻痺が進行しており、バリアフリー住宅が必要である。
- ③ 今後の支払いは真摯に対応する予定がある。

2 処分庁の主張

処分庁は、審査請求人の審査請求について次の理由で棄却を求めている。

- ① 今回の滞納処分について、町県民税は「地方税法第331条第6項」、国民健康保険税は「同法第728条第7項」を遵守し、滞納処分の手続きを行っており、法令の規定及びその解釈に従い適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点は存在しない。
- ② 審査請求人は障がいを持ち、「バリアフリー住宅が必要であり、ぜいたく品ではない。」と主張しているが、同じ境遇でも諸事情で同様の住宅に住むことが困難な障がいがある方もあり、その主張で納税ができないという理由にはならないと考える。また、多くの町民が納税の義務をはたしたうえで、不動産を含む個人の財産を取得していることから、審査請求人の納税できない理由を認めることはできない。

3 審理員意見書の要旨

- ① 審査請求人は「(土地及び住宅の) 差押え及び売却は、個人の生命に直結することであり、約100万円の滞納に対し適当ではない。」と主張しているが、今回審査請求人の滞納額を満たすことのできる差押え物件は、処分庁で調べたところ土地及び住宅以外になく、国税徴収法第48条第1項に規定する超過差押えとなるか否かの判断に照らし合わせても処分庁の処分に関しては超過差押えに該当しないと考える。
- ② 自宅購入以前の審査請求人と処分庁の納付についてのやり取りの中で滞納がある場合、差押え処分になる可能性があるとして審査請求人自身認識していたにもかかわらず、完納のめどがたっていない中で自宅を購入し、納税できず、土地及び住宅の差押え及び売却の取消を求める主張は認められないと考える。

- ③ 審査請求人の「〇〇〇〇〇麻痺が進行しており、バリアフリー住宅が必要である。」という主張に関しては、同じ境遇でも諸事情で同様の住宅に住むことが困難な障がいがある方も少なくないと考ええる。
- ④ 審査請求人は、今後、納付を真摯に行うと主張するが、以前納付の約束を行うもいずれも履行されておらず、今後の支払いについても確約されるとは言いがたいと考える。
- ⑤ 上記①～④を踏まえて本件審査請求には理由がないため、棄却されるべきと考える。
- ただし、法的な効力はないものの、国税徴収法基本通達第47条関係17(2)において差し押さえるべき財産の選択は、第三者の権利を尊重し、滞納者の生活の維持又は事業の継続に配慮した上で、徴収上の便宜を考慮して行うこととされている。上記通達の特に「滞納者の生活の維持」という点を留意しつつ、今後の処分を慎重に遂行することが望ましいと考える。

第3 調査審議の結果

平成30年2月18日 諮問書受理
平成30年3月14日 審議

第4 審査会の判断

- 1 審理員の事実認定について
適正に行われている。
- 2 法令解釈を含めた審査庁の判断について
妥当である。
- 3 審査会の判断

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正や法令解釈の妥当性を審議した結果、税の公平性の観点からみて、審理手続及び法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。よって、第1 審査会の結論のとおり判断する。

平成30年 4月12日

粕屋町行政不服審査会

委員 和智 公一

委員 古賀 衛

委員 曾根崎 加代子